

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)令和4年度(第2四半期)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	南部環境事業センター塗装作業場シャッター修繕	産業用機器	文化シャッターサービス(株)	1,650,000円	令和4年7月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
2	南部環境事業センターガス吸収式冷水機修繕	産業用機器	(株)日立ビルシステム	1,078,000円	令和4年7月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	西北環境事業センターほか2か所真空式温水ヒーター修繕	産業用機器	(株)日本サーモエナー	1,870,000円	令和4年7月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	小林斎場市民休憩室系統熱源機器修繕	産業用機器	テクノ矢崎(株)	1,091,200円	令和4年8月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
5	令和4年度 瓜破斎場ガスヒートポンプ空気調和機修繕	産業用機器	大阪瓦斯(株)	1,571,218円	令和4年8月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
6	東南環境事業センター中央監視装置修繕	産業用機器	アズビル(株)	1,434,400円	令和4年8月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

南部環境事業センター塗装作業場シャッター修繕

2 契約の相手方

文化シャッターサービス(株)

3 随意契約理由

南部環境事業センターにおいて、シャッターの開閉機が故障しておりシャッターの開閉に支障をきたすため修繕を行う必要がある。

シャッターは、各製造メーカーが独自の技術により製造したものである。そのため、当初の製造メーカー以外では、既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があり対応が不可能である。

また、修繕後のシャッターの性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせる必要があることから、本修繕業務ができるのは、当初の製造メーカーである文化シャッター(株)から当該シャッターの修理・点検にかかる事業について移管をされた文化シャッターサービス(株)のみである。

上記理由により、文化シャッターサービス(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課
(電話番号 06-6630-3368)

6 施工担当部署

環境局総務部施設管理課
(電話番号 06-6630-3368)

随意契約理由書

1 案件名称

南部環境事業センターガス吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本修繕は、南部環境事業センターにおけるガス吸収式冷温水機(以下、「当該設備」)について冷却水水質管理装置の故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため故障した部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、(株)日立ビルシステムが有する独自の技術により製造・設置したものであり、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性(製造物責任)に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

西北環境事業センターほか2か所 真空式温水ヒーター修繕

2 契約の相手方

(株) 日本サーモエナー

3 随意契約理由

本修繕は、西北環境事業センターほか2か所に設置されている真空式温水ヒーター（以下「当該設備」）について、抽気ポンプ等の動作不良や保安部品の劣化により正常に動作ができない状態であるため、故障した部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、(株)日本サーモエナーが有する独自の技術により設計・製造されたものであり、取替部品の選定においても他社では対応することができず、性能・安全を保証するためのメーカー封印箇所部分もあることから、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能である。

また、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生じる可能性があることや、修繕後の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して、一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を行えるのは(株)日本サーモエナーのみであり、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

小林斎場市民休憩室系統熱源機器修繕

2 契約の相手方

テクノ矢崎 (株)

3 随意契約理由

本修繕は、小林斎場市民休憩室系統熱源機器が故障し、正常に動作をしなくなったことから修繕を行うものである。

当該施設に設置されている熱源機器は矢崎資源 (株) (現: 矢崎エナジーシステム (株)) が独自の技術により設計・製造及び設置を行ったものであり、本修繕については当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性 (製造物責任) に対しても一貫して責任を持たせる必要がある。

今回の修繕を行えるのは、矢崎エナジーシステム (株) より保守メンテナンス・修繕や改修工事等のサービス業務を移管しているテクノ矢崎 (株) のみであるため上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度瓜破斎場ガスヒートポンプ空気調和機修繕

2 契約の相手方

大阪瓦斯（株）

3 随意契約理由

本修繕は、瓜破斎場に設置しているガスヒートポンプ空気調和機の故障が判明し、正常な動作をしなくなったことから部品の取替後、試運転調整を行い、当該設備の性能復旧を行うものである。

本ガスヒートポンプ空気調和機は、大阪瓦斯（株）が有する独自の技術により設計・製作したものであり、本修繕については当該設備の構造、仕様及び動作原理を十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（斎場霊園）

（電話番号 06-6630-3136）

随意契約理由書

1 案件名称

東南環境事業センター中央監視装置修繕

2 契約の相手方

アズビル株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、東南環境事業センターにおける中央監視装置（以下「当該設備」）についてシステム・コア・サーバ等の動作不良により一部機能が使用できない状態であることから修繕を行うものである。

当該設備は、アズビル（株）が有する独自の技術により製作・設置したものであり、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは製造業者であるアズビル（株）のみである。

以上のことから、当該設備の製造業者であるアズビル（株）と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）